適正な取引に関する制度等について

平成20年1月31日

「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」 事務局説明資料

目 次

1	放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)について	. 2
	(参考)「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」構成員	. 5
2	中小企業の公正な競争環境整備に関する公正取引員会の取組について	6
	(参考)各業分野における取組例	7
	(参考)建設業に係る取組事例	8
3	下請法の対象事業者	9
4	下請法上の各省庁の関与	10
5	下請法における罰則・勧告	11
6	下請法違反に関する違反行為の事例	12
7	下請法違反に係る事例(放送業関係)	14
	(参考)各年度における主な警告事例(放送業関係)	16
8	独占禁止法について(優越的地位の濫用等)	17
9	独占禁止法違反の場合	20

1 放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)について



平成16年3月26日 ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会

「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」は、ブロードバンド時代における放送の社会的な信頼性のさらなる向上と我が国の放送番組の質も含む制作力の強化・向上に資することを目的として平成14年10月に開催され、以来、放送番組の制作体制の公正性・透明性をより一層向上させるための方策についての検討を行っており、同年12月には、放送事業者による番組制作委託取引に関する自主基準の作成、公表等についての合意事項を取りまとめて、公表したところである。

標記については、本検討会において、今後の放送番組制作委託における関係者(新規に関係者となる者を含む。)の参考となり、かつ、放送番組制作委託に係る諸手続きの公正性・透明性をより一層高めることを目的として、平成15年11月以来検討を重ね、今般、別添のとおり「放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)」を取りまとめ、公表するものである。

放送番組の制作形態等を大まかに分類すると、①放送事業者自らが制作するもの、②放送事業者が番組制作事業者に制作を 委託するもの、③番組制作事業者が独自に制作し、放送事業者がその放送権を購入するもの、④放送事業者と番組制作事業者 が共同で制作するものがあるが、そのうち②のケースについて、本契約見本を定めるものである。また、個別の契約の条件内容に ついては当事者間の相対によって個別に定められるものであることから、本契約見本では、契約項目及びその内容についての最 低限必要な事項を整理することによって、公正性・透明性の一層の向上とより実効性の高い契約見本の策定という二つの目的の 実現を図るものである。

本契約見本の作成にあたっては、現状の放送事業者と番組制作事業者の契約を踏まえ、主要な関係者共通の理解を得て、一般的な必要事項を示した。もとより、個別の契約書は、個々の相対の契約交渉によって合意作成されるものであるが、その際に本契約見本が幅広く参照・活用されることを期待する。

また、個別の放送事業者ごとの契約方針については、前述の合意事項に基づき平成15年3月に放送事業者において作成、公表された自主基準の詳細化という位置づけで、本契約見本とは別に、各放送事業者において検討、公表されることを申し合わせているものである。

なお、本契約見本は、必要に応じて適宜適切に見直しを行っていくこととする。

1 放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)について



放送番組の制作委託に係る契約見本 (契約書の必要事項) ~外部制作委託のケース~

項目	内容
契約目的	・番組の制作委託と受託に関する契約書である旨、制作する番組の使用目的とあわせて明記。
番組の概要	・制作する番組の説明。タイトル、放送予定日時、放送予定話数等のほか、主要なスタッフ、キャストなど不可欠の要素を含め番組概要を特定。
著作権 ※1	・制作実態に伴って発生する著作権の帰属と、契約による著作権の扱いを取り決める場合はその扱いを明記。なお、契約における扱いとしては、権利を移転させたり、権利行使の代表者を定めたり、著作権の帰属先とは別に権利行使窓口を設定したりすることがある。これらの場合、公正な協議を行うことが不可欠である。 ・番組制作事業者に著作権が帰属し、放送事業者が放送権の許諾を受ける場合には、放送事業者が独占的に放送できる期間、回数、地域、メディアを取り決めた上で、その結果を明記。なお、当初取得した放送権の期間、回数、地域を超えて、番組の放送権の再購入を放送事業者が希望したときは、別途対価を支払うことにより当該放送事業者が優先的に取得する旨を記述するのが一般的。
納入物件	・誤認や事故等の生じないよう、物件の納入期日・場所、物件の種類、規格、数量、作業用貸与物の扱いなどを詳細に明記。
対価	・契約履行の対価に関し、委託内容、利用条件等に応じて、その金額、支払日、支払方法などを、適正に取り決めて明記。 なお、対価には契約目的に含まれている番組使用の許諾の対価が含まれる。
改変	・編成上の必要等で放送事業者が番組を改変する必要が生じる場合があり、放送事業者が必要により番組を改変することへの同意について明記。
二次利用 ※2	・著作権共有の場合には、二次利用の円滑な促進等のため、代表行使者の取り決めなど番組の二次利用の許諾窓口の扱い、対象期間、権利処理、利益配分等必要な条件を取り決めた上で、その結果を明記。 ・著作権が番組制作事業者にある場合には、二次利用のそれぞれの形態における許諾窓口を放送事業者、番組制作事業者のいずれが担うこととするのかを取り決めた上で、その結果を明記。また、対象期間、権利処理、費用負担、利益配分等その業務に関わる条件を取り決められる範囲で取り決めた上で、その結果を明記。 ・取り決めた期間後の取扱いなどについては、予め当事者間で十分協議し、その結果を明記。

- ※1 民間の地上波の放送事業者でBS、CS放送事業者が別法人となる場合でも、当該地上波の放送事業者と番組制作事業者が、BS、CSでの放送権及び その応分の対価の支払いを含めて契約することができる。
- ※2 放送事業者が代表行使者となる場合又は独占的に窓口業務を行うことを規定する場合にあっても、番組制作事業者側にも二次利用の案件を放送事業者側に 提案することが可能である。なお、「独占的」という文言を使用する理由は、二次利用の契約を第三者と取り交わす際、第三者にライセンスする権利を全て 有している旨の保証条項を契約書に必ず記載しなければならず、二次利用契約の相手方との関係上必要となるためである。





放送番組の制作委託に係る契約見本 (契約書の必要事項) ~外部制作委託のケース~ (続)

項目	内容
クレジット表示	・双方の合意に基づき、第三者が理解できるような制作責任等の表示の仕方を明記。
権利処理	・必要な権利処理のうち、放送事業者側の責任で行うものと、受託した番組制作事業者側の責任で行うものとの区分を明記。 ・二次利用の際に必要となる権利情報等の資料を作成納入することを明記。
制作基準等制作 業務遂行の取決 め、審査	・放送事業者と番組制作事業者が著作権を共有する形で制作業務を遂行する場合は、制作過程での業務遂行方針、委託側と受託側の内容管理と制作への関与の位置づけを明記。 ・番組制作事業者が著作権を有する形で制作業務を遂行する場合は、放送番組基準、編集基準等の条件を遵守することとし、放送事業者の審査において不適格となった場合には、その費用負担については当事者間で協議の上で、番組制作事業者が改訂することを明記。
納入·試写	・納入段階での内容チェックと納品手続について明記。
内容の変更	・契約内容の変更が必要となった場合の扱いを明記。
制作の中止	・キャストの病気・事故、番組編成上の事由、天変地異等の不可抗力等の場合は、当初の予定話数に満たないうちに番組制 作を中止できるが、制作進行状況等を勘案の上、相互の補償等の措置を協議により決定する旨を明記。
秘密保持条項	・企画、アイデアその他業務遂行過程で知りえた内部情報を双方ともに第三者に開示することを禁止する旨を明記。
契約譲渡の制限	・契約当事者の一方は、事前に書面による他方当事者の承諾がない限り契約による権利義務の全部若しくは一部を他の者 に譲渡、継承させてはならない旨を明記。
契約解除条項	・契約当事者の一方が契約違反したときは、他方当事者は相当の期間をおいて催告したのち本契約を解除することができる 旨を明記。
別途協議条項	・本契約に定めなき事項又は条項の解釈に疑義がある場合は、誠意をもって協議し円満に解決する旨を明記。

(注) なお、日本動画協会所属の構成員は、個別の放送事業者の契約方針に重大な関心を示しており、今回の契約見本の取りまとめには参加していない。

(参考)「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」構成員



《学識経験者》

(平成14年10月~17年3月開催)

[敬称略]

舟田 正之 立教大学法学部教授

菅谷 実 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授

《法律実務家》

枝 美江 東京六本木法律事務所弁護士

松田 政行 マックス法律事務所弁護士・弁理士

《放送関係者》

関本 好則 日本放送協会放送総局業務改革推進室長

溝口 明秀 日本放送協会マルチメディア局著作権センター統括担当部長

竹内 冬郎 日本放送協会マルチメディア局著作権センター著作権部長

斎藤 汎司 日本テレビ放送網株式会社コンテンツ事業局次長

植井 理行 株式会社東京放送編成局コンテンツ&ライツセンター担当部長

板垣 陽治 株式会社フジテレビジョンライツ開発局総合権利センターライツ業務部(著作権担当)部長

高橋 英夫 株式会社テレビ朝日編成制作局ライツ推進部長

池田 朋之 株式会社テレビ東京編成局契約統括部長

中谷 洋一 社団法人日本民間放送連盟著作権部長

田嶋 炎 社団法人日本民間放送連盟著作権部副部長

高村 裕 社団法人全日本テレビ番組製作社連盟副理事長、

株式会社オフィス・トゥー・ワン経営企画室エグゼクティブプロデューサー

今川 祐之 社団法人全日本テレビ番組製作社連盟専務理事

山口 康男 有限責任中間法人日本動画協会常勤理事・事務局長

青野 史郎 有限責任中間法人日本動画協会著作権委員会委員長

指田 英司 有限責任中間法人日本動画協会著作権委員会主査

石井 幸一 社団法人日本映画製作者連盟

佐々木史朗 協同組合日本映画製作者協会理事、株式会社オフィス・シロウズ代表

李 鳳宇 協同組合日本映画製作者協会理事、有限会社シネカノン代表取締役

2 中小企業の公正な競争環境整備に関する公正取引委員会の取組について



~「成長力底上げ戦略」を踏まえて~

平成19年4月26日 公正取引委員会

- 第1 下請取引の適正化
- 第2 独占禁止法上の優越的地位の濫用行為への積極的な対応
- 第3 不当廉売等への対応
- 第4 今後に向けた更なる取組
 - 1 中小企業の適正な取引環境を整備するための取締強化
 - (1) <u>下請法特別調査の実施(平成19年度)</u>

平成18年度定期調査結果を踏まえた下請法違反事件の調査・処理に関し、 改正下請法に基づき新たに適用対象とされた分野のうち道路貨物運送に係る 役務の提供、放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成及び金型の製造に 係る各委託取引を重点分野として調査を行うこととする。

(参考) 各業分野における取組例



省庁	業	ガイドライン策定状況	周知•運用等
国土交通省	建設業	「建設業法令遵守ガイドライン(元請人と下請人の関係に係る留 意点)」(19年6月策定)	○各地方局に「駆け込みホットライン」設 置(4月) ○実態調査、立入検査を実施。
通省	運送業	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」 (現在検討会を開催し、策定作業中)	
	自動車業	「自動車産業適正取引ガイドライン」(19年6月策定)	
	素形材産業	「素形材産業取引ガイドライン(素形材産業における下請適正 取引等の推進のためのガイドライン)」(19年6月策定)	〇全国に、「下請適正取引推進センター (仮称)」を整備予定 (20年4月運用開始予定。下請取引の 相談窓口、ガイドライン普及啓発等)
級又	ソフトウェア業	「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推 進のためのガイドライン」(19年6月策定)	
経済産業省	広告業	「広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(19年6月策定)	〇ガイドラインの説明会を各地方経済産 業局において開催 (全国9筒所、約1000名)
省	繊維業	「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(19年6月策定)	〇一部分野*については、ガイドライン
	産業機械・ 航空機等	「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のため のガイドライン」(19年6月策定)	の浸透状況、改善点の調査を目的としたアンケートを実施。 (*自動車、素形材、産業機械・航空機等)
	情報通信 機器産業	「情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のための ガイドライン」(19年6月策定)	

All copyrights reserved by MIC

(参考) 建設業に係る取組事例



- 平成19年、以下の取組みを実施。
 - ① 「建設業 法令遵守ガイドライン(元請負人と下請負人の関係に係る留意点)」を策定・公表(6月)。
 - ② 省内及び地方局に、「建設業 法令遵守推進本部」を設置。法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」を設置(4月)。
 - ③ 6000社を対象に、下請代金支払状況等**実態調査(書面)**を実施(7月実施/12月結果公表)。 その結果を踏まえ、改善が必要と認められる建設業者に対して立入調査を行う予定。

(1) ガイドラインの概要

・ 建設業の下請取引の流れに沿った形で、法令に抵触するおそれのある行為事例を提示。 (見積り条件提示、書面による契約締結、不当に低い請負代金・・・)

(2) 駆け込みホットラインの概要

- 各地方整備局等の建設業の許可行政部局に、「建設業法令遵守推進本部」を設置。本部内に通報窓口を開設。
- ・ 寄せられた情報の内、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立ち入り検査等を実施。

(3) 駆け込みホットラインで受け付けられる法令違反情報例

- 書面による契約を行わず口頭で契約を締結している。
- ・原価割れ受注を強要された。
- ・ 下請け代金から合理的理由の無い経費を一方的に差し引いている。
- ・ 割引困難な長期手形を交付された。
- ・ 下請け代金から合理的理由の無い経費を一方的に差し引いている。

3 下請法の対象事業者

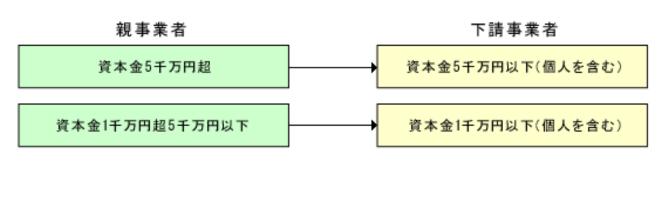


- 下請法の目的
- (第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護
- 2 下請法の対象事業者

|親事業者、下請事業者の定義

下請法の対象となる取引 は 事業者の資本金規模 と 取引の内容 で定義 (第2条第1項~第8項)

○情報成果物作成・役務提供委託を行う場合(プログラムの情報成果物・役務提供委託を除く。)



※子会社について(第2条第9項)

以下の要件を満たしているときは、その子会 社等が親事業者とみなされ、下請法が適用 される。

- ①親会社から役員の任免、業務の執行又は 存立について支配を受けている場合(例:親 会社の議決権が過半数の場合等)
- ②親会社からの下請取引の全部又は相当 部分について再委託する場合(例:委託額又 は量の50%以上を再委託)

(参考)下請代金支払遅延等防止法 第2条 (抜粋)

- 7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本 金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託(それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係 るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。)をするもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、個 人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの
- 8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を 受けるもの
- 四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受 けるもの
- 9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人 たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合(第七項第一号又は第二号に該当する者がそれ ぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対 し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。)において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託 等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事 業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。All copyrights reserved by MIC

4 下請法上の各省庁の関与



(1)公正取引委員会

勧告の実施

- 第7条 公正取引委員会は,親事業者が第4条第1項第1号,第2号又は第7号に掲げる行為をしていると認めるときは,その親事業者に対し,速やか にその下請事業者の給付を受領し,その下請代金若しくはその下請代金及び第4条の2の規定による遅延利息を支払い,又はその不利益 な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。
 - 2 公正取引委員会は、親事業者が第4条第1項第3号から第6号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。
 - 3 公正取引委員会は、親事業者について第4条第2項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。
- 親事業者の下請事業者に対する取引の公正性確保のために必要な取引に関する調査、立入検査の実施
 - 第9条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引(以下単に「取引」という。)を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ・ 発注書面の記載事項等や、下請代金の支払遅延に対する遅延利息の率、取引に関する書類又は電磁的記録の作成及び保存 に関する規則の制定(第3条、第4条の2、第5条)

(2)中小企業庁

- ・ 親事業者の禁止行為(第4条)の有無を調査し、あった場合は、公正取引委員会に対して、適当な措置を請求すること
 - 第6条 中小企業庁長官は、親事業者が第4条第1項第1号、第2号若しくは第7号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第3号から第6号まで に掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第2項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めると きは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- ・ 下請事業者の利益を保護するために必要な取引に関する調査、立入検査の実施
 - 第9条の2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(3)業所管省庁

・ 所管事業を営む親事業者又は下請事業者の取引に関する調査、立入検査の実施

第9条の3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第6条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 下請法における罰則・勧告



「罰則」の対象: 50万円以下の罰金(刑事罰)

- ・ 発注書面の交付義務(第3条第1項)に違反した場合
- ・ 取引に関する書類の作成・保存義務(第5条)に違反、もしくは、虚偽の書類を作成した場合
- ・ 取引に関する報告(第9条第1項~第3項)をしない、もしくは、虚偽の報告をすること、又は、立入検査拒否、妨害、忌避した場合

「勧告」の対象:

・ 受領拒否(第4条第1項第1号):

注文した物品等の受領を拒むこと

・ 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号):

下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと

・ 下請代金の減額(第4条第1項第3号):

あらかじめ定めた下請代金を減額すること

・ 返品(第4条第1項第4号):

受け取ったものを、返品すること

・ 買いたたき(第4条第1項第5号):

類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること

· 購入·利用強制(第4条第1項第6号):

親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること(購入・利用強制)

報復措置(第4条第1項第7号):

下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること

・ 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号):

一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること

・ 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号):

下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること

・ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し(第4条第2項第4号):

費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること

・ 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)(役務提供の場合は除く):

有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること

6 下請法違反に関する違反行為の事例(1)



※出典:下請取引適正化推進講習会テキスト(公正取引委員会・中小企業庁)

1. 受領拒否(第4条第1項第1号):注文した物品等の受領を拒むこと

○ 親事業者が下請事業者に放送番組の制作を委託し、下請事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、親事業者が指定した番 組出演者に 係る不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組のVTRテープを受領しない場合

2. 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号):下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと

- 親事業者が、放送番組の制作を下請事業者に委託し、放送日を起算日とする支払制度を採っているところ、放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日との間隔が開くことにより、納入後60日を越えて支払が行われる場合
- 親事業者が、毎月1本ずつ放送される放送番組の作成を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から数回分まとめて納入され、それを受領したにもかかわらず、放送された放送番組に対して下請代金の額を支払う制度を採用していたため、一部についての支払が納入後60日を超える場合

3. 下請代金の減額(第4条第1項第3号): あらかじめ定めた下請代金を減額すること

○ 親事業者は、下請事業者との合意がないにもかかわらず、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を、下請代金から差し引いて支払うことにより、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた場合

4. 返品(第4条第1項第4号):受け取ったものを、返品すること

○ 親事業者が、下請事業者から受領した放送番組について、毎週継続的に放送する予定であったが、視聴率が低下したことを理由として放送を打ち切り、納入された放送番組が記録されたVTRテープを下請事業者に引き取らせる場合

5. 買いたたき(第4条第1項第5号):類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること

○ 親事業者が、制作を委託する放送番組について、下請事業者の著作権を親事業者に譲渡させることとし、その対価が下請代金に含まれているもの の、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合

6. 購入・利用強制(第4条第1項第6号):親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること(購入・利用強制)

○ 親事業者は、下請事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットの購入を数百枚単位であらかじめ下請事業者ごとに枚数を定めて割り振り、下請事業者に購入させる場合

6 下請法違反に関する違反行為の事例(2)



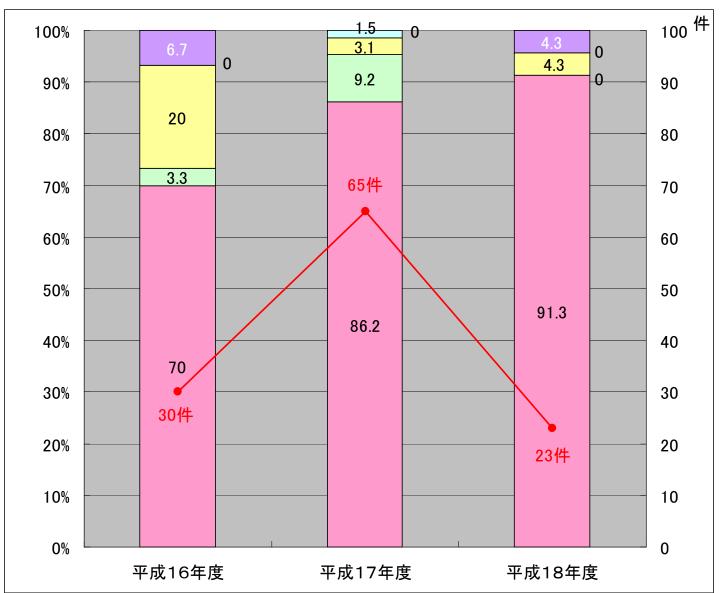
※出典:下請取引適正化推進講習会テキスト(公正取引委員会・中小企業庁)

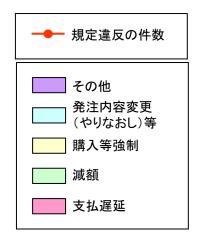
- 7. 報復措置(第4条第1項第7号): 下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせた ことを理由として、その下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
- 下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを知り、それを理由として、その下請事業者に対して 取引の停止をした場合
- 8. 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)(役務提供の場合は除く):有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること
- 親事業者は下請事業者に有償で原材料を支給しているが、原材料を加工して納品するまでの期間を考慮せずに、当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除するなど、当該原材料を使用した物品に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に下請代金から当該原材料の対価を控除していた場合
- 9. 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号):一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を 交付すること
- 親事業者が、下請事業者に対し、手形期間が120日を超える手形を交付していた場合
- 10. 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号):下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
- 親事業者が、テレビ番組の制作を委託していた下請事業者に対して、自社の催事に対する協賛金の提供を要請していた場合
- 11. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し(第4条第2項第4号):費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後 にやり直しをさせること
- 親事業者が、テレビ番組の制作を委託していた下請事業者に対して、いったん親事業者のプロデューサーの審査を受けて受領された番組について、これの試写を見た親会社の役員の意見により、下請事業者に撮り直しをさせたのにもかかわらず、撮り直しに要した下請事業者の費用を負担しない場合
- 親事業者が、定期的に放送されるテレビCMの作成を下請事業者に委託したところ、完成品が納入された後、放映されたテレビCMを見た広告主の担当役員から修正するよう指示があったことを理由として、親事業者は、下請事業者に対して、いったん広告主の担当者まで了解を得て納入されたテレビCMについて修正を行わせ、それに要した追加費用を負担しない場合

7 下請法違反に係る事例(放送業関係)



(1) 放送業等※における実体規定違反件数及び違反種別比率





出典:公正取引委員会報道発表資料を基に、 放送業等に関する部分を抜粋したもの。

- ・「平成18年度における下請 法の運用状況及び企業間取 引の公正化への取組」(平成 19年5月23日)
- ・「平成17年度における下請 法の運用状況及び企業間取 引の公正化への取組」(平成 18年5月17日)
- ・「平成16年度における下請 法の運用状況及び企業間取 引の公正化への取組」(平成 17年5月20日)

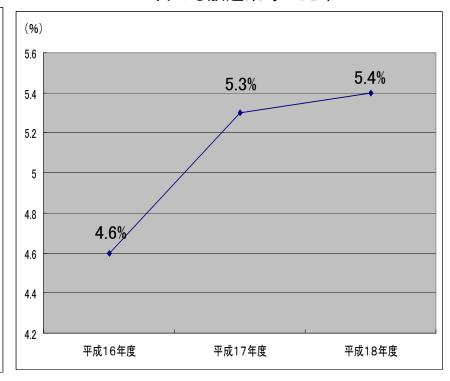
(※)「放送業等」とは、「放送業」と「映像・音声・文字情報の制作業」をいう。



(2) 役務委託等(※1)における発注書面不交付率

60 48.1 50 40 32.8 30 25.1 22.8 15.4 19.4 20 22.1 10 9.4 6.9 5.8 6.1 4.1 0 放送業等 情報成果物 放送業等 情報成果物 放送業等 情報成果物 作成委託平均 作成委託平均 作成委託平均 平成16年度 平成17年度 平成18年度

(3) 役務委託等における警告件数に 占める放送業等の比率



※
一部分は下請事業者と取引がある親事業者のうち、すべての下請取引で 発注書面を交付していない疑いのある者の比率

(※1)「役務委託等」とは、「情報成果物作成委託(下請法第2条第3項)及び役務提供委託(同条第4項)」をいう。

出典:公正取引委員会報道発表資料を基に、放送業等に関する部分を抜粋したもの。

- ・「平成18年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」(平成19年5月23日)
- ・「平成17年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」(平成18年5月17日)
- -「平成16年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」(平成17年5月20日)



(参考)各年度における主な警告事例(放送業関係)

調査年度	違反該当項目	事例の概要
平成16年度	購入·利用強制 (第4条第1項第6号)	番組の制作を下請事業者に委託しているi社は、自社が開催する有料イベントの売上げを増やすため、下請事業者に対して当該イベントの入場チケットの購入を要請していた。本件では、i社に対して、下請取引に影響を及ぼす外注担当者等を通じて自己が指定する物品の購入要請を行わないよう警告した。
平成17年度	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号)	番組制作などを下請事業者に委託しているb社は、「毎月末日納品締切、翌々月 10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60 日を超えて下請代金を支払っていた。
平成18年度 上期	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号)	番組制作などを下請事業者に委託しているP社は、「毎月末日締切、翌々月10日支払」の支払制度を採用し、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
	購入•利用強制 (第4条第1項第6号)	テレビ番組制作を下請事業者に委託しているV社は, 外注担当者が下請事業者に対し, 自社のテレビCMの利用を要請していた。
平成18年度	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号)	番組制作等を下請事業者に委託しているd社は、「毎月末日納品締切、翌々月1 0日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日 を超えて下請代金を支払っていた。
平成19年度 上期	不当な経済上の利益の 提供要請 (第4条第2項第3号)	放送番組の制作等を下請事業者に委託しているS社は、ゴルフ大会等自社が主催するイベントのチケット販売業務を下請事業者に無償で行わせていた。

「出典:公正取引委員会報道発表資料を基に、放送業に関する部分を抜粋したもの。

- ・「平成19年度上半期における下請法の運用状況及び今後の取組(概要)」(平成19年10月31日)
- ・「平成18年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」(平成19年5月23日)
- ・「平成18年度上半期における下請法の運用状況及び普及・啓発のための取組(概要)」(平成18年10月31日) ・「平成17年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」(平成18年5月17日)
- 「平成16年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」(平成17年5月20日)

8 独占禁止法について(優越的地位の濫用等)



独占禁止法上、事業者は、**不公正な取引方法を用いることを禁止**されている(第19条)。

※「不公正な取引方法」とは、「自由な競争が制限されるおそれがあること」、「競争手段が公正とはいえないこと」、「自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること」といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある場合に禁止される。不公正な取引方法については、公正取引委員会が告示によってその内容を指定。

【参考条文】

- 〇昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(昭和二十二年法律第五十四号) 第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。
- 〇不公正な取引方法(昭和五十七年六月十八日 公正取引委員会告示第十五号) 不公正な取引方法

抱き合わせ販売等

10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入 させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

優越的地位の濫用

- 14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
 - 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
 - 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
 - 五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第三項の役員をいう。以下同じ。)の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は
 - 自己の承認を受けさせること。

8 独占禁止法について(優越的地位の濫用等)



○ 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針

平成10年3月17日 公正取引委員会 (平成16年3月31日改定)

- (注1)情報成果物とは、下請法に定める次に掲げるものをいう。
 - ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの 例:テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、ラジオCM、映画、アニメーション
- 第1 優越的地位の濫用規制についての基本的考え方
- 第2 委託者による優越的地位の濫用行為
- 1代金の支払遅延
- 2代金の減額要請
- 3著しく低い対価での取引の要請
- 4やり直しの要請
- 5協賛金等の負担の要請
- 6商品等の購入要請
- 7情報成果物に係る権利等の一方的取扱い
- (1) 考え方

情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引にあっては、受託者が作成した成果物について、受託者に著作権が発生したり、受託者にとって特許権、 意匠権等の権利の対象となることがある。また、受託者が当該成果物を作成する過程で、他に転用可能な成果物、技術等を取得することがあり、これが 取引の対象となる成果物とは別の財産的価値を有する場合がある。

このような役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む。以下同じ。)させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること(二次利用)(注14)を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価に係る交 渉を行っていると認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない。ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する 対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫 用として問題となる。

- (注14) 二次利用としては、例えば、以下のような場合がある
 - (1)委託者からの発注により、受託者が地上放送用に制作したテレビ番組を、ビデオ化して販売する場合
 - ②委託者からの発注により、受託者が劇場映画用に制作したアニメーションを、インターネットにより配信する場合 他

8 独占禁止法について(優越的地位の濫用等)



(2)独占禁止法上問題となる場合

- ア 情報成果物の権利の譲渡
- ①受託者に権利が発生するにもかかわらず、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権、特許権等の権利を委託者に譲渡させる場合
- ②受託者に権利が発生する場合において、二次利用による収益配分を条件として、著作権等の権利を委託者に譲渡したにもかかわらず、二次利用の管理を行う委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合
- イ 情報成果物の二次利用の制限等
- ①受託者に権利が発生し、委託者には権利が発生しないにもかかわらず、委託者が、自らに又は自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、受託者 との間で、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合
- ②受託者に権利が発生する場合において、委託者が、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、受託者に対し、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合
- ③受託者に権利が発生する場合において、受託者が、委託者が提示する成果物作成の対価に加えて、当該成果物の二次利用による収益配分の条件も考慮して当該成果物の作成を受託したにもかかわらず、二次利用の管理を行なう委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合
- ウ 受託者が情報成果物を作成する過程で発生した取引対象外の成果物等の権利の譲渡及び二次利用の制限等 受託者が取引対象である情報成果物を作成する過程で生じた当該成果物以外の成果物等について、受託者に権利が発生する場合において、委託者が 上記ア及びイと同様の行為を行う場合

○ 下請取引適正化推進講習会テキスト

平成19年11月 公正取引委員会・中小企業庁

- 1 下請代金支払遅延等防止法の内容
- (1) 本法制定の趣旨

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当し、同法第19条の規定に違反するおそれがある行為であるが、同法により規制する場合は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要がある。この認定は、最終的には、同法の審査審判手続によって行われることになるが、この手続によるときは、相当の期間を要し問題解決の時機を失するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあり、結果として下請事業者の利益にならないことも考えられる。

また、下請取引の性格上、下請事業者が親事業者の違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に申告することは、余り期待できない。

したがって、下請事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、下請代金支払遅延等防止法(以下「本法」という。)が、昭和31 年に独占禁止法の特別法として制定された。

すなわち、本法は、適用対象を明確にするとともに、優越的地位の濫用行為及び違反行為の排除措置の内容を具体的に法定するなど独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図ろうとするものである。

9 独占禁止法違反の場合



独占禁止法第19条(「不公正な取引方法を用いることを禁止」)に違反した場合、以下の措置がある。

(1) 公正取引委員会の権限

・当該行為の差し止め、契約条項の削除その他必要な措置

「第20条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為 を排除するために必要な措置を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

※第7条

2 公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなった日から三年を経過したときは、この限りでない。

(2) 受託者側の権限

・第19条違反により利益侵害がある(又はおそれがある)場合、当該行為の差し止め請求が可能。

第24条 第8条第1項第5号又は第19条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(3) 委託者側の責任

第19条に違反する行為をした事業者は、被害者に対し、損害賠償責任を負う。

第25条 第3条、第6条又は第19条の規定に違反する行為をした事業者(第6条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約に おいて、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。)及び第8条第1項の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

2 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかったことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第26条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第50条第1項に規定する納付命令(第8条第1項第1号又は第2号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。))又は第66条第4項の審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

(4) 裁判所の権限

・第19条に違反する疑いのある行為をしている者に対する、当該行為の一時停止命令

第70条の13 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第3条、(略)又は第19条の規定に違反する疑いのある行為をしている者に 、対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。